

令和 5 年

社会文教常任委員会会議録

令和 5 年 5 月 16 日

田上町議会

令和5年第3回臨時会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和5年5月16日 午前11時16分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 吉原 亜紀子 君 | 10番 | 中野 和美 君 |
| 2番 | 轡田 禎 君 | 11番 | 今井 幸代 君 |
| 3番 | 渡邊 菜穂美 君 | 13番 | 池井 豊 君 |
| 5番 | 森山 晴理 君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 7番 藤田 直一 君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 教育委員会
事務局長 | 時田 雅之 |
| 教 育 長 | 首藤 和明 | 町民課参事 | 堀内 誠 |
| 町民課長
会計管理者 | 本間 秀之 | 税務係長 | 塚野 里恵 |
| 保健福祉課長 | 田中国 明 | | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書 記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 新潟日報社 議会議員 青野秀幸
- 9 本日の会議に付した事件
- 承認第 3号 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について
- 承認第 4号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について
- 承認第 7号 専決処分（令和5年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について中

第1表 歳出
議案第28号 令和5年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中
第1表 歳出

午前11時16分 開 会

社会文教常任委員長（中野和美君） では、社会文教常任委員会を開会させていただきます。

今回、臨時会は1日の会期となっておりますので、お昼を過ぎることになるかと思いますが、社会文教常任委員会を進めていきたいと思っております。段取りを見ながらやっていきます。お手元に追加の資料が配られましたので、こちらのほうも今日説明をしてくださるということですので、よろしく願いいたします。

それでは、教育長、挨拶のほうをお願いいたします。

教育長（首藤和明君） 改めまして、おはようございます。社会文教常任委員会ということで、4件の付託案件がございます。議案の審議ということでもありますので、よろしく願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（中野和美君） 本日は、新潟日報社、三條新聞社、傍聴の申出がございますので、許可をしております。

本委員会に付託されました案件は、社会文教常任委員会の付託議案のとおりとなっております。

これより議事に入ります。

承認第3号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（本間秀之君） では、よろしく願いいたします。

それでは、田上町税条例の一部改正ということで専決させていただいた部分になりますので、お手元のほうに承認第3号の参考資料、それから本日お配りさせていただきました追加参考資料ということでご用意いただきまして、ご説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、議案書の12ページからになりますので、よろしく願いいたします。承認第3号、田上町税条例の一部改正の専決処分のございまして、町長の提案理由にもありましたとおり、令和5年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、同年4月1日を施行日とする内容が含まれていることから、例年のことではございますけれども、田上町税条例の一部改正に

ついて、やむなく専決をさせていただいたものでございます。

それでは、今回の改正の概要につきましてポイント等を説明させていただきたいと思っておりますので、まず参考資料のほうをご用意いただきまして、それから参考資料の見方についてちょっと説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。参考資料の一番最後のページのところの下のほうに凡例という形で提示してございますけれども、表頭にあります番号の項目のところ①とか②とかというふうにあるものについては、今回5つの改正のポイントがあるわけですが、それぞれどの改正に伴うものであるかというのを示しております、①であれば森林環境税の導入に伴うものであるといったような区分けをしております。その右の資料ナンバーにつきましては、議案書の資料ナンバーと整合するものでございまして、それより右側につきましては、それぞれどの税目のどの条項について改正するものであって、改正の概要がどのようなもの、それから施行年月日がいつだというものを示しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、まず個人住民税の関係につきましてです。参考資料の番号①に該当する部分でございまして、参考資料の1ページ目のほとんどの部分が今回の個人住民税、特に森林環境税の導入に伴う改正ということになります。2ページ目の部分の一番上段になりますけれども、こちらの部分が森林環境税の導入に伴い、その徴収方法等について規定する改正がなされるということになってございます。本日お配りしました追加資料の1ページ目のところも御覧いただきたいのでございますけれども、2つ目のひし形の部分になります。森林環境税につきましては、令和6年度から徴収を開始するものでございまして、住民税の均等割の部分に年額1,000円を上乗せして徴収する国税ということになります。市町村が住民税と一緒に徴収することということになっておりますので、よろしくお願ひします。徴収の対象となる方につきましては、3つ目のひし形の部分になるのですが、住民税の均等割に上乗せされるものでございまして、均等割非課税の方、具体的には資料の1から3番に該当する方ということになるのですが、そちらの方々については課税されないことになっておりますので、よろしくお願ひします。また、導入に伴いまして、住民の方々の税額への影響ということでございまして、一番下のひし形の部分を御覧いただきたいと思っておりますけれども、令和5年度をもちまして東日本大震災に係る復興特別税というものが終了になります。復興特別税に関しましては、県民税、町民税の均等割がそれぞれ500円ずつ、合計で1,000円が上乗せされるというようなことになっておりました。そちらが廃止になりまして、それと同額の

金額が森林環境税として令和6年度から上乘せされるというような形になり、徴収額としての変化は生じないということになりますので、よろしく申し上げます。

それでは、個別の改正点につきまして、議案書の新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思っておりますので、資料ナンバーの1をお開きください。第22条の8第2項につきましては、株式等の配当収入などにおいて、源泉徴収、既に納付済みの住民税において還付等が発生した場合について、次年度に充当できるという制度があるのですが、その充当先について森林環境税も加えるといったような内容になります。

次に、資料ナンバーの4の部分になります。資料ナンバー4の第27条1項及び第3項の部分になるのですが、ここにつきましては賦課徴収の方法について規定したものでございます。

それから、その下の第30条になります。第30条では、納税通知書のほうに記載する金額について、森林環境税を加えた金額とする旨を規定するといった改正になりますので、よろしく申し上げます。

それから、1ページおはぐりいただきまして、資料ナンバーの5、それから飛ばしまして資料ナンバーの10の部分になりますけれども、それぞれ給与所得及び年金からの特別徴収をする際に森林環境税を含んだ金額を徴収するといったものを規定するものでございますので、よろしく申し上げます。

それから、資料ナンバーの9をお開きください。資料ナンバー9、それからまた飛ばすのですが、12の部分につきましては、地方税法の改正に伴いまして文言の整理を行ったものというものでございますので、よろしく申し上げます。

またちょっと飛び飛びで申し訳ないのですが、参考資料のほうを御覧いただきたいと思っておりますけれども、改正の2点目の部分が参考資料の番号の②というものになります。その該当する部分につきましては、議案書の資料ナンバー1の一番下のほうになります。第25条の3の2第2項の部分が該当する部分になりますけれども、こちらにつきましては給与所得者の扶養親族申告書というものがあるのですが、前年と扶養の状況に変更がない場合は異動なしと記載することができるようになるというための改正ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、3点目につきましては、参考資料でいうところの③ということになります。2ページ目のところの下から2段目のところがございますけれども、それから3ページ目のところの一番上段のところ、それぞれ番号が③となっている部分になりますけれども、それで議案書の資料ナンバーにつきましては、資料ナンバー

25になります。資料ナンバー25の附則第14条の2及び3の部分になりますけれども、こちらにつきましては、軽自動車税の環境性能割の軽減区分につきまして、令和6年1月以降段階的に引上げを行うといった改正をするもので、追加資料のほうの2ページ目の部分を一緒に御覧になっていただきたいと思うのですけれども、追加資料の2ページ目のところに今回の環境性能割の部分がございまして、こちらにありますように2030年度燃費基準の達成度につきましての引上げを行いましてCO₂削減の目標達成の一助とする目的のものでございまして、これまであった臨時的な軽減措置の規定を削除するといったものになります。なお、環境性能割につきましては、車両の購入時に賦課される税でございまして、どのぐらいの影響があるかというものは予測が難しいものでございまして、ご了承いただきたいと思っております。

次に、4点目につきましては、自動車メーカーの不正による本来納付すべき軽自動車税について不足が生じた場合について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者としてみなして徴収するものでございまして、その際に加算する割合について、不正行為の再発防止を目的に、現行の10%から30%に増額するための改正というものでございまして、こちらにつきましては参考資料2ページ目の一番下の部分、それから議案書の資料ナンバーの……すみません。30%と言ったそうなのですが、35%に引き上げるものでございまして、議案書の資料ナンバーにつきましては25の部分です。それから、参考資料の3ページ目の部分に当たります一番上の部分ですか……ではないです。2番目の⑤の部分ですね。追加資料の3ページ目のところも一緒に御覧に……すみません。失礼しました。議案書の資料ナンバーが31が該当しているということでございまして、よろしくお願ひしたいと思っております。すみません、ちょっと資料を見間違えました。

続きまして、5点目につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の期限を延長する改正というものでございまして、参考資料の3ページ目の部分の2段目の部分の⑤の部分となりますし、議案書の資料につきましては資料ナンバー26になります。26の附則の第15条の部分、それから追加資料につきましては3ページ目のところとなっておりますので、そちらのほう併せて御覧いただきたいと思っております。まず、グリーン化特例につきましては、燃費性能の優れた新車購入の翌年度に限り軽自動車税を軽減するという制度でございまして、こちらが令和4年度課税分で終了するということになっておりますが、より環境性能に優れた電気自動車等の購入の普及を後押しするというための方策といたしまして、その適用期限を令和7年3

月31日取得分まで延長するといった改正を行うものでございます。また、これと併せて、同じ目的でございますけれども、ガソリン、それからハイブリッド車については、乗用及び貨物について適用を終了するといった改正がなされるものでございます。なお、田上町におきましての適用対象につきましては、追加の参考資料の下のところにもございますけれども、令和5年度課税分といたしましては2台が対象となっているものでございますので、よろしくお願いいたします。

その他の改正につきましては、様式の追加及び改正に伴う条ずれ、それから文言の整理を行うための改正でございますので、説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

13番（池井 豊君） 2つ質疑したいのですけれども、軽自動車税の資料ナンバー16のところ、私理解が苦しいので、3輪の特定小型原付という車はどんなものを指しているのか、具体的なイメージあったら聞かせてもらえると。どういう車、どういうもののことを言っているのかなというのがあります。

それから、資料ナンバー25のところなのですけれども、軽自動車の電気自動車のという話なのですけれども、田上町の中で軽の電気自動車って、電気自動車なのか、普通のガソリン自動車なのか、ハイブリッドなのかというところは把握できるのだろうか、田上町で。軽自動車と電気自動車の普及率みたいなものというのは田上町として把握できるものなのかどうか、そこら辺聞かせてください。

町民課長（本間秀之君） まず、1点目の部分、特定小型原付についての規定なのですけれども、今確認しましたところ、一応イメージといたしましては、はっきりそれが全てなのかということなのですけれども、キックボードの公道を走れるようなもの、ああいったものがイメージとしてあるというようなことはちょっと、それだけではないのでしょうかけれども、そういったものが含まれるということになりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、町で電気自動車、それからガソリン、ハイブリッドの部分把握しているかということなのですけれども、正確に全てを把握はし切れていない……すみません。今、全国的なシステムの中でそういった部分の情報が把握されていますので、町のほうでもそういった部分についての情報を入手することは可能だということでございます。

13番（池井 豊君） 実は今、私、去年から某学校で自転車についての講義を持っているのですが、その中で今すごく自転車と原付との区分が分かりにくくなってきて、今言ったナンバー付きのキックボードだとか、ナンバー付きの電動アシスト自転車だとか、それを区別するのが非常に難しかったり、またはナンバーをつけるに値するものなのかどうなのかという判断基準も非常に難しい状況になっている中、中国からまたその基準が不明瞭な車両がどんどん入ってきているという状況なので、町としてもどんな車が課税対象イコールナンバーが必要なのかとか、そういうのがしっかりと説明できるように、これからちょっと理論武装というか、知識を情報収集して、しっかりとした構築をして課税できる仕組みに持って行っていただきたいと思います。これもこれからのことなので、頑張れよということなので、答弁は要りませんが、そういうのが絡んでそういうふうにしていただきたいという意見でございます。

以上です。

11番（今井幸代君） 今の特定小型原付の話も出たりしたのですが、これはずっと除外ということなのですが、こういった小型原付、税条例から少し外れるかもしれないのですが、こういった様々な種類のエンジンがついているとか、そういったものが出てきているよと今池井委員からも話があったのですが、こういったものの既に認められているもので、既存の原付のナンバープレートとかが合わないようなものというのも出てきたりするものなのではないでしょうか。そういったものが実際にどういった形になってくるのかとか、もし把握しているものがあつたら説明少しいただけるとありがたいなと思います。

町民課長（本間秀之君） では、税務係長のほうから答弁させますので、よろしく願います。

税務係長（塚野里恵君） キックボードのほうもそうなのですが、今原付のナンバーを、うちは今一台もないのですが、もしあればつけてもいいということにはなっているのですが、一応安全面とか考えたときに、それぞれの車両に合うように、今のナンバーよりも小さいものを作るよという要請が今既にあります。ただ、町のほうも、その1枚を作るに当たってかなりコストが、1枚もう3,000円とかかかってしまうので、今のところ予算計上もしていないのですが、令和4年度の後半からかなりそういった小さいナンバーを作るよという要請が出てきているような状況です。

11番（今井幸代君） 3輪の税なので、税のほうは県条例のほうで徴収するよという意

味合いで、ナンバーに関しては基本的には市町村のほうで交付するという、ほかの原付とかと同じような考え方になるのですか。

税務係長（塚野里恵君） ミニカーの区分から外すというだけになるので、税金自体は町になります。

11番（今井幸代君） ナンバーは基本的には市町村でということですよ。

税務係長（塚野里恵君） 市町村でナンバーも交付します。

社会文教常任委員長（中野和美君） ほかに質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第3号に対する質疑は終了します。

次に、承認第4号について説明をお願いいたします。

町民課長（本間秀之君） では、続きまして議案書の20ページをよろしくお願いいたします。承認第4号、田上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告となります。こちら先ほどの税条例の専決処分と同様でございまして、地方税法の改正等が令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして専決処分をさせていただいたものということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の国民健康保険税条例の改正点につきましては、1点目につきましては、課税限度額の引上げというものがございまして、これにより、高所得者により多くの負担をいただいて、中間所得者の負担を軽くするための改正ということになっております。内容といたしましては、後期高齢の支援分につきましては、20万円から22万円ということで2万円を引き上げることとなっております。医療分、介護納付分につきましては今回は据置きということになっております。それによりまして、国民健康保険税の賦課限度額は全体として102万円から104万円ということになりますので、よろしく申し上げます。なお、今回の改正によりまして限度額に達する世帯につきましては、令和5年3月31日現在の課税所得から試算した結果、支援分につきましては10世帯ということになりまして、改正前が12世帯ということでしたので、2世帯について限度額に達しない世帯ということになりましたので、よろしく申し上げます。また、今回の引上げによりまして、国民健康保険税の賦課の総額につきましては、先ほどの時点での試算ということになりますけれども、22万7,555円増えるといったような試算になっておりますので、よろしく申し上げます。

2点目といたしましては、国民健康保険税の均等割及び平等割の軽減に係ります所得判定基準の引上げということでございまして、これは軽減対象を拡大することによりまして中間所得者層の負担を軽減するという目的の改正ということでございまして、よろしく申し上げます。内容といたしましては、5割軽減に関しまして

は、現行世帯の被保険者1人当たり28万5,000円から29万円に5,000円引き上げ、それから2割軽減につきましては、現行1人当たり52万円から53万5,000円と1万5,000円引き上げて、こちらを判定のための所得の控除する金額に加算するといったものになりますので、よろしくお願ひします。これによりまして、先ほどと同様の3月31日現在のデータを基に試算いたしますと、新たに4人、3世帯の方が5割軽減の対象という形になりますし、3人、1世帯の方が新たに2割軽減の対象ということになりますので、軽減額といたしましては医療費分から介護分までの総額で約10万円ほどが減額となる試算となっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案書の資料ナンバーの35をお開きいただきたいと思ひます。資料ナンバー35の第3条及び第13条につきましては、今ほど申し上げました課税限度額の引上げに伴う改正ということになっておりまして、後期支援分を20万円から22万円に引き上げるといったものの内容の改正となっております。

続きまして、資料ナンバー36をお願ひします。資料ナンバー36の3行目のところ、5割につきましては5割軽減の判定所得に加算される金額を28万5,000円から29万円に引き上げる改正ということになってございますし、同じく資料ナンバーの下のほうになりますけれども、下から2行目のところにあります2割軽減の判定に加算される額を52万円から53万5,000円に引き上げるための改正ということになってございますので、よろしくお願ひします。

以下、資料ナンバー37以降につきましては、条ずれ、それから字句の修正等に伴う改正ということになっております。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願ひします。

11番（今井幸代君） すみません。説明がもしかしたらあって、聞き逃していたのかも分からないので、もしそうだったらごめんなさい。先に謝ります。今回、課税限度額が引き上げられた部分と中間層への負担軽減ということで軽減される金額が増えたというところを相殺して全体の保険収入というのが、保険税の収入自体がどのような差異になってくるのかというのが分かればお願ひします。

町民課長（本間秀之君） 個別で影響額を申し上げたので、それで全体というのでは申し上げていませんでした。限度額の引上げによりまして影響額が22万7,555円と申し上げましたし、今回軽減額の増額になるのが10万円ということになりますので、大

体差額で12万円ぐらいが増額になると。

社会文教常任委員長（中野和美君） ほかにありませんか。

ないようですので、承認第4号に対する質疑は終了します。

次に、承認第7号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（田中國明君） お疲れさまでございます。それでは、議案書35ページからになりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、37ページをお開きいただきたいと思ひます。令和5年度田上町一般会計補正予算（第1号）でございます。今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,633万5,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ48億5,933万5,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書のほうを、議案書の44ページをお願ひをしたいと思ひます。すみません、説明ちょっと代わります。

町民課長（本間秀之君） 失礼しました。では、議案書の44ページをお願ひいたします。歳出のほうになります。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。今回の補正に関しましては、先般の3月22日の全員協議会のほうでもお願ひしたものでございますけれども、マイナンバーカードの交付事業につきまして、マイナポイントの申請対象となるカードの申込みが令和5年2月28日をもって締め切られました。そのポイントの申請期限というのが当初5月末ということであったわけでございますけれども、期限の5月末までに1,267件の交付が間に合わないという見込みがございました。そこで、交付体制等を強化いたしまして期限までに交付を終えるための予算措置といたしまして62万5,000円の増額をお願ひするという専決処分をお願ひしたものでございます。

それでは、内容について、右側の説明欄のほうを御覧いただきたいと思ひます。まず、4月、5月の2か月間につきまして、月1回ずつ土日について開庁するのと、それから水曜日に実施しています夜間窓口の対応職員を増員するためにつきましての時間外勤務手当ということで9万7,000円の増額をお願ひするものでございます。その下の委託料につきましては、マイナポイントの申請サポートにつきまして外部に委託するための委託料といたしまして、52万8,000円の増額をお願ひするものでございます。なお、2月末までに申請のあった方への交付案内につきましては全て発送済みでありまして、体制といたしましては5月で交付を終了できるような予約枠を確保されておりますが、現況のところ交付予約が少ないというような状況でござ

ざいまして、これはポイントの申請期限が9月末まで延長されたことによる影響もあるかと思われます。期限ぎりぎりになりますとまた混み合う可能性もありますので、また申請された方々につきましては早めの手続の勧奨を進めたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

説明を代わります。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、同じく44ページの4款衛生費、1項保健衛生費、5目新型コロナウイルスワクチン接種対策費の関係になりますけれども、この内容につきましても3月22日に開催されました全協時にご説明を申し上げた内容でございます。そのときの内容としましては、国のほうのワクチン接種に係るスケジュールがようやく見えてきたということで、当面、令和5年4月から8月分の春夏接種等に係る経費を専決処分をお願いしたいという内容でございました。そのときに申し上げました専決処分したい額といたしましては、3,674万9,000円をそのときお話をさせていただいておりましたが、今回内容を再度精査をいたしまして、3,571万円の追加をお願いしたいという内容でございます。

それで、全協時から比較しますと103万9,000円減額になっておるのでありますが、その減額となった主な理由といたしましては、1つ目として電算システムの改修委託料の減額、これが約50万円ほどございます。それから、ワクチン接種会場におきます派遣会社からの人材派遣の関係、それからコールセンターの関係等ありますが、それらを若干人材派遣の委託料を減額をさせていただいたと。ここが55万円の減額になったことから、今回3,571万円の追加をお願いをしたいという内容でございます。

それで、その3,571万円の内容につきましても、説明欄のほうにそれぞれ記載をしておりますが、今回4月から8月の接種分ということで、高齢者の方、あるいは医療機関従事者、あるいは基礎疾患のある方を対象に、5,071人分の接種経費をここで計上をさせていただいているということでございます。

それから、接種日数につきましては、5月31日から6月1日の2日間、それから6月15日から6月17日の3日間、7月19日から7月20日までの2日間、8月18日から8月19日までの2日間ということで、日当たり500人の接種を想定をして今考えているところであります。そのような形で対応させていただきたいということで考えています。延べ接種日数としましては、8月末までの間に9日間に必要な経費をそれぞれ今回計上をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

私のほうの説明は以上になります。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。お昼を迎えますので、今回質疑が終わったところで一旦お昼休憩に入らせていただきたいと思います。質疑のある方、ご発言願います。

1 番（吉原亜紀子君） ワクチン接種の人数に関してお伺いしたいのですけれども、どんどん型が変わっていく段階でワクチン接種を打つのをやめている方もいるのかなと思ってはいるのですが、田上町に限って言えば、1 回目打った人は2 回目も打ち、2 回目も打った人は3 回目も打ちみたいな形になっているのか、それともやはり途中でやめられている方も多いのか、その辺り人数の把握を教えてくださいませんか。

保健福祉課長（田中國明君） 基本的に1 回接種、2 回目接種と接種が進んでいくごとに吉原委員が言われるように徐々に減少傾向にあるという状況です。すみません、細かい数字のものを今持っていませんので、もしできれば後からお知らせさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

社会文教常任委員長（中野和美君） では、その資料は後から吉原委員のところによろしくお願ひいたします。

11 番（今井幸代君） まず、マイナンバーカードになるのですけれども、9 月末までポイントの申込みの申請が延長されて、今現段階で交付済みになっている、要は交付済みになっているのが何枚で、実際にあと残っている交付枚数というのがどの程度あるのか。実際に町民の方から、役場のほうからすごく混んでいるから事前予約をしてくださいというふうに言われていると。平日お仕事されている方たちであったりすると事前予約というところが非常に大きなハードルになっているような、ぷらっと自分のいいタイミングで行けてというのであれば取りに行きやすいのだけれども、事前予約というふうになるとなかなか、取りに行くのがどんどん、どんどん後に後になっていって、結果、さっき課長のほうもおっしゃっていましたがけれども、申請ぎりぎりになって、また立て込んで人が足りないなんていう形もなきにしもあらずではないかというふうに思うのです。なので、なるべく交付される方々に取りに来てくださいという勧奨であったり、そういったものも状況を見ては必要なのではないかなと思ったりもするのですけれども、その辺りの考え方を教えてくださいなのが1 点と。あと衛生費のほうで予防接種事故調査会委員報酬というのが今までも計上されていたのかも分からないのですけれども、すみません、私よく分かつ

ていなくて、教えていただきたいのですけれども。これってもともと設置しなければいけないものだと承知はしているのですけれども、特段何かそういった接種による事故があって検討委員会を開いていくというふうなことなのか、そもそも規定として設置しなければいけないので、そのための単純な経費というふうに捉えていければいいのか、その部分だけ教えてください。

町民課長（本間秀之君） マイナンバーカードの関係になりますけれども、まず2月28日時点での未交付数というのが2,415件でした。直近5月14日までの分で交付が終了したものに付きましては1,584件ですので、5月14日時点になりますけれども、未交付数としての831件がまだ未交付ということになっております。3月以降も申請されたものもございまして、その部分まだ若干追加はされるのですけれども、一応マイナポイントの対象になる方ということですのでその数字になります。

先ほどの予約の関係なのですけれども、今回体制を強化した中で土日とかも開けております。その部分での予約もできるのですが、前回、先週あたりも土日やっていたのですけれども、その辺の予約枠もあまり埋まらないというような状況でございまして、意外と予約枠に空きがあるというような状況がずっと続いて、5月に入ってからはあるというような状況でございまして。先ほど申し上げましたけれども、今後また残り831件につきましては、申請というか、交付予約等の勧奨につきましては実施して、なるべく早めに取りに来てもらえるように進めていきたいと思っておりますし、土日というか、土曜日とかの開庁も実施しておりますので、その辺は対応させていただきたいというふうに考えております。

保健福祉課長（田中國明君） 事故調査委員報酬の関係ではありますが、これを設置しなければならぬということで予算計上させていただいているものであります。田上町におきましては、ワクチン接種してきまして、幸いにして事故調査委員会を開催したという経過はございませんが、設置しなければならぬということで予算を計上させていただいているということでありますので、よろしく願いいたします。

2番（轡田 禎君） 衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業の中で、一番下のほうにWEB予約システム利用料というのがあるのですが、もし分かればいいのですけれども、現状、予約コールセンターやウェブ予約、どれぐらいの割合で分かっているのか、もし分かれば教えてください。

保健福祉課長（田中國明君） 今、ワクチン接種についてはウェブ予約と、それから対面予約それぞれやっております。今ウェブ予約のほうが大半ということで、その割合は、すみません、承知はしておりませんが、今の状況としてはそのような状況

であるということですので、よろしく申し上げます。

2番（轡田 禎君） 大半というのは、8割、9割ぐらいのイメージでいいのでしょうか。

保健福祉課長（田中國明君） 具体的な数字は申し上げられませんが、課のほうで感じている割合としてはその程度かというふうに理解しております。

社会文教常任委員長（中野和美君） それでは、承認第7号の質疑を終了いたしましたので、ここで暫時お昼休憩に入りたいと思います。

午後零時01分 休 憩

午後1時15分 再 開

社会文教常任委員長（中野和美君） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

議案第28号に入る前に、休憩前に吉原委員から質問がありました年代別接種状況につきまして、保健福祉課長から説明をお願いいたします。

保健福祉課長（田中國明君） すみません。貴重なお時間を頂戴いたしまして、午前中吉原委員のほうから質疑のありました田上町の。

社会文教常任委員長（中野和美君） 保健福祉課長、すみません。青野議員から傍聴の申出がありましたので、これを許可をします。どうぞ。すみません。

保健福祉課長（田中國明君） それで、ワクチン接種の田上町における状況であります。今ほど委員長の許可を得まして、皆様のお手元に田上町年代別接種状況ということで2023年4月30日現在の状況のものを配付をさせていただいております。見ていただくと分かるかと思いますが、1回目であれば9,523の方が受けられております。2回目にいきますと、それより若干また少なくなりまして、9,488の方が接種を受けていると。それで、3回目8,562人、それから4回目6,305人、それで今5回目まで来ておりますが、5回目については3,705人ということで、ここについては高齢者あるいは基礎疾患のある方という方が対象になりますので、このような状況に今なっているところでありまして、総人口1万934人のうち1,411人、約13%の方が未接種の方がいらっしゃるという状況でありますので、よろしく願いをしたいと思います。

それで、田上町のこの状況であります。それが、では例えば新潟県30市町村のうちどの程度のものかということになりますけれども、これ県のほうで公表されているので、また後ほど県のホームページ等も御覧いただければと思いますが、一応

田上町の順位としては接種の高いほうから14番目ということで、真ん中より県平均を若干ちょっと上回っているという程度で今のところ来ておりますので、よろしくお願ひいたします。

質疑については、この様式をもって答弁に代えさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

社会文教常任委員長（中野和美君） ありがとうございます。

それでは、議案第28号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（時田雅之君） お疲れさまでございます。それでは、議案書47ページおはぐりいただきたいと思ひます。議案第28号 令和5年度田上町一般会計補正予算（第2号）になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,922万9,000円を追加いたしまして、予算総額につきまして48億9,856万4,000円といたすものでございます。

今回の補正の主な理由につきましては、竹の友幼稚園の空調の室外機が故障したための修繕費。それから、5月9日の全員協議会で説明もあったかと思ひますが、原油高、物価高騰に対する支援ということで、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した支援策と、それから低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援ということで追加の予算をお願ひするものでございます。

それでは、内容について説明させていただきますが、議案書53ページのほうをおはぐりください。歳出になりますけれども、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童運営費383万7,000円の追加をお願ひするものでございますが、説明欄のほうをお願ひいたします。幼稚園運営その他事業、修繕料ということで同額の補正になります。竹の友幼稚園につきましては、平成22年度に開園いたしまして、10年以上経過しているわけでございますけれども、空調の室外機が7か所ございます。それで、年度末に点検をしましたところ、修繕の必要がある箇所が4か所ございました。そのうちの1か所がこの4月を過ぎてから故障して止まってしまいまして、夏場を迎える前までにその室外機の交換をさせていただきたい、そういったものが1つと、もう3か所につきまして同様の症状が見られるということで、予防修繕ということで予算のほうを上げさせていただきまして、4か所全部で383万7,000円ということでございます。修繕の内容につきましては、交換する1か所、圧縮機の交換2基分と、それから冷媒ガス、あとその他関連部品ということで231万円、そのほか3か所の予防修繕につきましては関連部品の取替えと圧縮機の点検、調整ということで

152万6,800円を予定しております。

では、説明代わります。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、53ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、6目新型コロナウイルス対策費の関係になりますが、今ほど教育委員会の事務局長が説明したとおり、今回、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業、5月9日の全員協議会のときに内容について説明をさせていただいたものでありますけれども、その内容について、それぞれ追加をさせていただくという内容でございます。

まず、1つ目の電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業につきましては、3,077万6,000円の追加をお願いするという内容でございます。これにつきましては非課税世帯990世帯にそれぞれ3万円を交付をしたいということで、その金額が2,970万円、それからそれらの給付に係る事務費としまして107万6,000円の3,077万6,000円の追加をお願いするというものでございます。

それから、1ページはぐっていただきまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業ということで、461万6,000円の追加をお願いする内容でございます。これにつきましては低所得者世帯におきます子ども1人5万円を給付をするという国の事業になりますが、80人分を計上させていただいているほか、それらに関する事務費61万6,000円の追加をそれぞれお願いするものであります。それで、5月9日の全協時にいろいろと協議をしていただきまして、そのときの内容と一切内容は変わっておりませんので、よろしくをお願いをしたいと思います。

私のほうの説明は以上です。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、発言願います。

13番（池井 豊君） 民生費なのですが、合点がいきません、局長。この手の修繕は当初予算に計上するべきものであらうと思えますし、なぜ年度末の点検なのか。年度末だったら当初予算に間に合いませんよね。普通ならば10月、11月ぐらいに点検をして、7つのうち4つ修繕が必要なところが見えてきたら、それをもって当初予算に計上するというやり方が通常の予算執行のやり方だと思います。それが年度末ぎりぎりに来て、7つのうち4つおかしい感じになっていて、1つは完全に壊れているとあって、補正でお願いしますという流れは、ちょっと何か提案の仕方がおかしいのではないかと。通常業務のやり方とずれているのではないかと。思うのですけれども、その点について局長の判断を聞かせてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 池井委員が言われるのは私も同感、思っていたのですけれども、恐らく冷房を入れる前の点検ということで3月末、それから秋口に暖房を入れる前の点検ということで、2回の点検をやっていたのだと思います。ですので、3月に点検をしても当初予算に間に合わないというのはおっしゃるとおりだと思います。点検の時期も見直しをかけないといけないかなとは思いますが、その辺今後ちょっと検討していきたいと思います。

11番（今井幸代君） 今ほど質疑があったものに関連するのですけれども、7か所のうち1か所はもう交換するというので、そのほかは部分的な部品の交換であったりとか、るる説明あったのですけれども、7か所の室外機が故障した原因というか、実際の状況というのがどういうふうになっているのかも、基盤自体がもう駄目になっているとか、ファンモーターが故障しているのだとか、コンプレッサーが故障しているのだとか、様々な7つそれぞれ状況があると思うのですけれども、それぞれどういった状態であったのかというのを説明願えますか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 1か所につきコンプレッサーが2台入っております。圧縮機になりますが、1か所はそのコンプレッサー2台が止まっておりますので、これを丸々交換をさせていただきたいということです。それと、残りの3か所については経年劣化が見られるということで、このまま使用すると先ほどの止まったコンプレッサーと同じ症状になるかもしれないということで、こちらはエンジンミキサーの劣化の関係の関連部品の取替えが主なものになっております。それで、3か所修繕をしまして、先ほどお話しさせていただきました152万6,800円になりますし、1か所、コンプレッサー2台丸々交換のところは231万円ということになっております。予防的修繕の3か所については、まだ止まっているわけではないので、このまま使用はできるかもしれませんが、止まってしまうと1か所につき今回計上しました231万円という予算が必要になってくるので、そこまで高額な取替えの予算が必要なのであれば、その前に予防的修繕ということで関連部品等の入替えをさせていただきたいということでございました。

11番（今井幸代君） 分かりました。

5月、6月でも昨今非常に暑い日が続くようになっています。室外機、これで補正予算が可決した後の交換ですとか、作業が完了するのがおおよそどの程度になってくるのか、めどを教えてくださいなと思います。春とはいえ、もう本当に夏のような、今日も28度というような、天気予報になっていましたけれども、そういった状況なので、速やかな作業を進めていただいて、暑さ対策がしっかりできるよ

うな体制を速やかに取っていただきたいなと思います。その辺りのスケジュールだけ教えてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 今回この補正予算がお認めいただければ、そこから発注かけるわけなのですけれども、今部品類の調達がかなり難しいということで話は聞いています。発注から1か月ないし1か月半ぐらいかかるのではなかろうかというところで話は聞いております。

11番（今井幸代君） 今の説明だと7月頃になるというふうなイメージになりますね、1か月から1か月半ということであれば。その間エアコン、予防修繕的なところに関しては使えるのだろうとは思う。7か所のうち完全に動かない1か所以外は動かせるというふうに認識していいのですよね。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 予防的修繕の箇所については、通常どおりまだ空調は効きますので、使えないところのクラスについては。

11番（今井幸代君） どこが使えないのですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） クラスまで確認はしていないのですけれども、多分、以上児棟になるので、5歳児のほうになるのかなと。図面で今お話しさせてもらっているのですけれども、恐らく以上児棟のほうになりますので、その辺子どもたちの体調管理に気をつけながら、やりくりして対応しようかなと思っております。

社会文教常任委員長（中野和美君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第28号に対する質疑は終了します。

これより承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり決定しました。

それでは、承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり決定しました。

これより承認第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後1時33分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年5月16日

社会文教常任委員長 中 野 和 美